

『長泉スポーツクラブ』設置要領

(名称)

第1条 この会は、**長泉スポーツクラブ** と称する。(以下「クラブ」という。)

(目的)

第2条 クラブは、障がいを持った会員の健全な心身を育成し、地域社会における生涯スポーツの発展に寄与することを目的とし、障がい者スポーツ教室を開催する。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 「障がい者スポーツ教室」事業の企画・運営
- (2) 前号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事項

(構成)

第4条 クラブは、会員、指導スタッフ、代表で構成する。

(役員)

第5条 クラブには、会員の互選により代表を置き、クラブを掌理する。

代表に事故がある場合は、予め代表の指名する副代表がその職務を代理する。

(運営)

第6条 クラブの会議は、必要の都度、代表が招集する。

(事務局・会計/事業報告)

第7条 本会に事務局を置く。

2 事務局は、長泉町納米里263-3 に置くものとする。

3 事業会計については、会計役を選任して管理を行うと共に、監査役を選任して監査を行い、事業終了後公表する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、実行委員会の運営に関する必要な事項は、代表が別に定める。

附則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

